



令和6年8月5日 城北労働・福祉センター
〒111-0021 台東区日本堤 2-2-11
第1255号 ☎03-3874-8089 内線 26・27

「ひろば」は、山谷地域にお住まいでセンターを利用する方への情報提供紙です。

令和6年度第1回 特別割当都営住宅 (山谷地域居住者用) 8月6日(火)から申込み受付開始

◆申込みのしおり 8月5日(月)から1階総合案内 及び
3階相談窓口で配付します

◆申込み受付期間 8月6日(火)～8月20日(火) ※土日・祝日を除く

・この募集は、山谷地域の簡易宿所等に宿泊している方を対象に入居希望者を募るもので、一般の都営住宅の募集とは異なるため、山谷地域以外にお住まいの方は申込みできません。
・申込みできる方は、下記の1から5の全ての条件を満たしている方です。

1 山谷地域の簡易宿所等に令和5年8月21日以降、引き続き1年以上宿泊(居住)している方

◆山谷地域とは、台東区及び荒川区の下記の地域です。

【台東区】 日本堤1・2丁目、清川1・2丁目、東浅草2丁目、橋場2丁目

【荒川区】 南千住1・2・3・5・7丁目

◆「簡易宿所等」には、簡易アパート(下記①～③の条件に全てあてはまるもの)を含みます。

- ① 多人数で共用する構造及び設備を主とする賃貸住宅等であること。
- ② 押入れ及び靴脱ぎ場等を除いた居室部分の面積が居住者1人当たり7.5平方メートル(4.5畳相当)以下であること。
- ③ 台所・便所・風呂のいずれも専用していないか、台所・便所の一方のみを専用としているもの。

2 所得が定められた基準内である方

くわしくは「申込みのしおり」に書いてありますのでご確認ください。

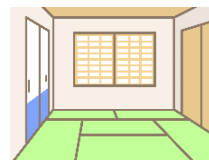
3 成年者で次にあてはまる方

- (1)生活保護を受給している方。(台東区・荒川区で受給している方に限ります)
- (2)生活保護を受給していない方は、次のいずれかに該当する方。
 - ア 令和6年8月20日現在で年齢が60歳以上の方。
 - イ 身体障害者手帳(1級～4級)、療育手帳(愛の手帳)、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。

4 申込者が暴力団員でない方

5 都営住宅使用料の滞納により退去した前歴のない方

申込みを希望される方は、「申込みのしおり」をよくお読みいただき、しおりに添付されている「申込書」等必要な書類をそろえて、センター3階相談窓口までお持ちください。



立春から数えて210
日目にあたる日です。
農家が台風などの災
害に気をつける日と
言われています。

二日